

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

政令

目次

- 教職員定数の標準に関する法律及び  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三六八）
  - 特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三六九）
  - 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（三七〇）
  - 航空法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三七一）
  - 航空法関係手数料令の一部を改正する政令（三七二）
  - 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（三七三）
  - 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一  
部を改正する政令（三七四）

〔条約〕

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書（一三）

○所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書（一四）

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約（一五）

[省令]

- 租税条約等の実施に伴う所得税法、  
法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部  
を改正する省令（総務・財務二）  
○租税条約等の実施に伴う所得税法、  
法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく  
認定に関する省令の一部を改正する  
省令（財務八四）

告示



本日公布された法令の「あらまし」は次のページに掲載されています。

○所得に対する租税に関する一重課税の回避及び脱税の防止のための日本とオランダ王国との間の条約に関する書簡の交換に関する件

第四条第三号中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(複合型サービス福祉事業の対象者)  
第四条の二 法第五条の二第七項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 法第十条の四第一項第六号の措置に係る者

二 介護保険法の規定による複合型サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を含むものに限る。次条第六項において同じ。)に係る地域密着型介護サービス費又は特例地域密着型介護サービス費の支給に係る者

三 生活保護法の規定による居宅介護(介護保険法第八条第二十二項に規定する複合型サービスに限る。)に係る介護扶助に係る者

第五条第一項中「規定する訪問介護」の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(同号に規定する厚生労働省令で定める部分に限る。)」を加え、同条第五項中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改め、同条に次の二条を加える。

六 法第十条の四第一項第六号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する複合型サービス(同号に規定する訪問介護等に係る部分に限る。)を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るために支援を必要とすると認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図り、地域において継続して日常生活を営むことができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該サービスを供与することを委託して行うものとする。

第十条第三号中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に改める。

(社会福祉法施行令の一部改正)

第四条 社会福祉法施行令(昭和三十二年政令第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同条第三号中「第八条第二十

五項」を「第八条第二十七項」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正)

第五条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「社会福祉」の下に「又は保健医療」を加え、同条中「社会福祉士及び介護福

祉士法」を「社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法」に改め、一定の社会福祉の下に「又

は保健医療」を加え、同条に次の二条を加える。

2 介護福祉士に係る法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定

は、前項に規定するもののほか、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)、歯科医師法(昭和二

十三年法律第二百一号)、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)、薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)及び薬剤師法(昭和三十

五年法律第二百四十六号)の規定とする。

第十四条の次に次の二条を加える。

(法第四十八条の四第一号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第十四条の二 法第四十八条の四第一号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給に関する法律

附則第一項ただし書中「次項」を「次条」に改め、同項を附則第一条とする。

養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給に関する法律

附則第一項を附則第一条とし、附則に次の二条を加える。

(法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第三条 法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給に関する法律

附則第一項を附則第一条とし、附則に次の二条を加える。

(法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第四条 法附則第四条第四項の規定により同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証(以下「認定特定行為業務従事者認定証」という。)の返納を命ぜられた法附則第三条第一項に規定する認定特定行為業務従事者認定証(以下「認定特定行為業務従事者」という。)は、遅滞なく、返納を命じた都道府県知事にこれを返納しなければならない。

都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第四条第四項の規定により当該認定特定行為業務従事者認定特定行為業務従事者(以下「認定特定行為業務従事者」という。)は、遅滞なく、返納を命ずることが適当と認めるときは、理由を付して、当該他の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第四条第四項の規定により特定行為の業務を停止したときは、当該他の都道府県知事に、その処分の年月日並びに処分の理由及び内容を通知しなければならない。

(委託することのできない事務)

第五条 法附則第五条第一項の政令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 法附則第四条第二項の規定による認定の事務

二 法附則第四条第三項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付の拒否に係る事務

(登録研修機関の登録の有効期間)

第六条 法附則第九条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

(準用)

第七条 第十四条の二の規定は、法附則第二十条第一項の登録について準用する。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第六条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行令附則第二項の改正規定中「附則第二項」を「附則第二条」に、「附則第十五条第一項」を「附則第九条第一項」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

附則第三条(見出しを含む。)中「附則第十四条第一項」に加える。

附則第四条第一項中「附則第四条第四項」を「附則第十一条第四項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「附則第四条第四項」を「附則第十一

条第四項」に改める。

